

(1) 金沢学院大学栄養学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢学院大学栄養学部（以下「本学部」という。）及び栄養学科が、以下に掲げる人材を養成していくために必要な教育課程及び履修方法等に関し、金沢学院大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

	養成する人材像
栄養学科	栄養学部栄養学科は、建学の精神および教育理念に基づき、健康づくりを最新の栄養学の観点から学び、専門的かつ高度な視点から地域の健康と栄養に関わる課題を捉え、生涯に亘る健康の維持・増進に貢献できる管理栄養士の育成を目指す。より具体的には、地域のニーズに応える管理栄養士の養成を図り、医療、福祉、学校における食育など様々な場面で高度な栄養管理および栄養教育の中核となって地域の健康増進に資する管理栄養士を育成する。

(授業科目及び単位数等)

第2条 栄養学科の授業科目は、教養科目、外国語科目、専門科目とする。

2 前項のほか、教職に関する科目を開設する。

3 授業科目の配当年次、単位数及び時間数並びに履修方法等は、別表第1に定めるとおりとする。

(時間割)

第3条 各学期において開講する授業科目及び担当者名は、学期の始めに公示する。

(履修科目の登録)

第4条 学生は、履修する授業科目を決め、毎学期の授業開始後1週間以内に履修科目を登録しなければならない。

2 単位制度の実質化を図るために、卒業要件に係る授業科目の年間の履修登録上限単位数を原則48単位とする。

3 履修科目の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

4 履修科目の登録の細部については、別に決める。

(試験)

第5条 学生は、前条により履修を登録した授業科目について、試験を受けることができる。

2 試験を受けるには、当該授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 試験を受けるには、原則として、定期試験開始前までに学納金を完納していなければならない。ただし、所定の期日までに延納・分納願等を提出し、学長が承認した者には受験資格が与えられる。

4 試験は定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第6条 定期試験は、各学期末に期日を定めて行う。ただし、2学期以上にまたがる授業科目については、当該授業が終了する学期末に行うことがある。

2 定期試験の期日及び時間割は、試験開始の1週間前に公示する。ただし、授業科目によっては、定期試験以外の期日に試験を行うことがある。

(追試験)

第7条 病気その他止むを得ない事由により、試験を受けられなかった学生については、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、試験を欠席した日の翌日から4日以内に、試験を欠席した事由を証明する書類を添付し、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験の日時は、その都度通知する。

(再試験)

第7条の2 定期試験及び追試験の成績判定の結果、不可と認定された科目について再試験の機会を設けることがある。その実施方法は別に定める。

(復学者の受験資格)

第8条 学期の途中で復学した学生の受験資格については、第5条第2項を適用する。

(修得すべき単位数)

第9条 栄養学科の学生は、別表第1の定めるところにより、教養科目は必修16単位及び自然科学分野から4単位以上を含め20単位以上、外国語科目は必修4単位を含め8単位以上、専門科目では、専門基礎科目で38単位の必修科目、専門科目で33単位の必修科目を含め、100単位以上を修得し、合計128単位以上を修得しなければならない。

第9条の2 第2年次終了時まで、所定の科目を含む原則50単位を修得した者は、第3年次に進級することができる。所定の科目については別に定める。

第9条の3 編入学、転入学等の場合、本学の授業科目に相当するものの既修得単位は、本学での修得単位として認定できるものとする。

2 前項により認定した単位の外に、授業科目区分に応じ卒業要件に算入することのできる単位を68単位以上、修得せねばならない。

第9条の4 学則第26条の2、第2項に基づき、他学部で履修修得できる単位の認定限度は20単位とする。

(転学部・転学科)

第10条 学則第17条に定める転学部・転学科を志願する者があるときは、志望学部・学科に欠員のある場合に限り、

許可することがある。

- 2 転学部・転学科の時期は、第2年次の前期の始めを原則とする。
- 3 転学部・転学科の出願資格及び選考方法については、別に定める。
- 4 栄養学科では、転学部、転学科は受け入れない。

(編入学)

第11条 学則第12条に定める編入学については、学則第2条第2項に定める編入学定員及び収容定員に欠員のある場合、認めることがある。

- 2 編入学の募集及び選考方法等については、別に定める。

(科目等履修生)

第12条 学則第44条に定める科目等履修生を志願する者は、本学所定の科目等履修願に、本学所定の入学検定料を添えて、原則、授業開講2週間前までに願出しなければならない。

第13条 科目等履修生を志願する者については、本学学生の修学に妨げのない限り、選考のうえ履修を許可する。

第14条 科目等履修生の履修開始の時期は、学期又は学年の始めとする。

第15条 科目等履修生は、履修した授業科目について単位を取得しようとするときは、願出により当該授業科目の試験を受けることができる。

- 2 前項の試験に合格した者に、単位を与える。

- 3 科目等履修生に対する単位の授与及び学修の評価等については、学則第23条及び第24条を準用する。

第16条 科目等履修生として履修を許可された者は、本学の指定する期日までに、本学所定の履修料を納入しなければならない。

- 2 授業科目の履修において特別に費用を要するときは、必要経費を徴収する。

(中略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、別表第1は令和3年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、別表第1は令和5年度入学生から適用する。